

令和8年度 京都市里親支援センター運営事業者募集要項

里親支援センター（以下「センター」という。）の設置に当たり、運営事業者の選定を行うため、次のとおり運営事業者を募集します。

1 応募の資格

(1)又は(2)に該当し、かつ(3)以下の要件を全て満たす者とします。

- (1) 本市競争入札参加有資格者名簿に登載されている者（募集開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札参加停止取扱要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと）
 - (2) 前号に該当しない者については、次に掲げる要件を全て満たす者
 - ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - ウ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。
 - エ 市町村民税、固定資産税及び事業所税の未納がないこと。
 - オ 水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
 - カ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
 - (3) 会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている法人等でないこと。
 - (4) 里親支援業務の趣旨を十分に理解したうえでセンターの運営をできること。
 - (5) 次のいずれかに該当していること
 - ア 児童福祉法第7条に規定される児童福祉施設を運営する法人
 - イ 「里親養育包括支援事業の実施について」（平成31年4月17日子発0417第3号）に定める里親養育支援事業（里親制度等普及促進・リクルート事業、里親等研修・トレーニング事業、里親等委託推進事業、里親訪問等支援事業、里親等委託児童自立支援事業のいずれか）の活動実績のある法人
- ※ なお、前年度が非課税など、納税証明書が提出できない場合は、その旨を記載した理由書（代表者の記名があるもの）を提出してください。

2 選定の手順（書類審査等及び運営候補者の選定については、2回に分けて行います。）

令和8年 6月3日（水）～

募集要項等の配布



6月8日（月）～6月12日（金）

質疑の受付期間



6月19日（金）

質疑の回答



6月29日（月）～7月1日（水）

応募書類の受付期間



7月中旬
（7月16日（木）午後を予定）

書類審査
及び
プレゼンテーション審査、ヒアリング審査



7月下旬

運営候補者(※)の選定

- (※) 運営事業者の候補となる団体を指します。
なお、応募者の評価が著しく低い場合や、特に重要と考えられる項目の評価が低い場合は、運営候補者に選定しないことがあります。その際は、上記の手順に関わらず、再募集等を行う場合があります。

3 応募手続

(1) 応募方法

以下により、書類を提出してください。

ア 提出書類

「提出書類一覧」【別紙1】のとおり

※ 提出方法については、【別紙1-2】を御参照ください。

イ 提出期間

6月29日(月)～7月1日(水)

受付は午前9時～午後5時

※ 書類の確認を行いますので、提出に際しては、事前に電話のうえ、御来庁ください。

ウ 提出場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 京都市役所北庁舎5階

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課要保護児童対策担当

電話 075-222-3939 (直通)

エ その他

受付期間後は、既に提出された内容を変更することはできません。また、応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(2) 質疑及び回答

この要項に関する質疑及び回答は、次により行います。

ア 質疑者の資格

本要項中「1 応募の資格」を満たす者とします。

イ 質疑の方法

質疑の方法	提出日時及び場所
質疑の要旨を簡潔にまとめ、電子メールで送信してください。	(1) 受付期間 令和8年6月8日(月)～12日(金) 持参の場合は、午前9時から午後5時まで(土日祝日除く。) (2) 受付方法等 京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部 子ども家庭支援課要保護児童対策担当 電子メールアドレス kodomokateisien002@city.kyoto.lg.jp *上記期間・方法以外は、質問を受け付けません。*

ウ 回答

令和8年6月19日(金)までに質疑回答書を質疑者全員に電子メールで送信します。質疑回答書は、この要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。ただし、やむを得ない事情により回答の送信が遅れる場合は、質疑者全員に別途連絡します。

(3) 関係法令の遵守

応募書類の作成に当たっては、関係法令を遵守してください。

(4) 追加書類の提出

本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

(5) ヒアリングの実施

応募書類等の提出後に、応募者に対してヒアリングを実施します。

(6) 著作権の帰属等

応募書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、本市は運営候補者の選定の公表等必要な場合には、応募書類の内容を無償で使用できるものとします。また、本市は事業計画等応募書類の内容及び運営候補者の選定結果を公表する場合があります、応募者はこれに対して異議を申し立てることができません。

なお、応募書類は理由の如何に関わらず返却しません。

(7) 費用の負担

応募に関する費用は、すべて応募者の負担とします。

(8) 資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示したりすることを禁じます。

(9) 留意事項

応募者が、運営候補者の選定に関して選定委員会の委員と接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となる場合があります。

4 運営候補者の選定等

(1) 運営候補者の選定方法

運営候補者の選定に当たっては、次のとおり、本市が設置する選考組織が、企画提案書等及びプレゼンテーションの内容について審査を行い、全ての提案者の順位を決定し、最も優れていた者を運営候補者（第一交渉権者）に選定します。

なお、審査の結果、該当者なしとする場合があります。

「審査項目及び審査基準」【別紙2】に基づき、評価対象の各項目を以下5段階で評価します。

判定	評価
A	非常に優れている。
B	優れている。
C	評価できる点はあるが、普通である。
D	最低限の本市の要求水準を満たすが、評価すべき点がない。
E	本市の要求水準を下回る内容である。記述に具体性がない。
評価	評価の目安
非常に優れている	ア 要求水準を超える、高い効果と認められる提案が具体的になされていること。 イ 業務の実施方法等の記述が具体的で、説得力が極めて高いこと。 ウ 本市が加点要素として想定している具体的な記述が際立って多くあること。
優れている	ア 要求水準を超える、一般的な効果と認められる提案が具体的になされていること。 イ 業務の実施方法等の記述が具体的で説得力が高いこと。 ウ 本市が加点要素と想定している具体的な記述が多数あること。

※ 提案書作成の条件を大きく逸脱している場合は、評価しないことがあります。

(2) 審査結果

運営候補者の選定は、令和8年7月下旬の予定です。審査結果については、応募者全員に文書で通知します。

通知内容に疑義のある提案者が説明を求める場合は、審査結果の通知日から3日以内に、書面で京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課まで提出してください。

(3) 運営候補者の選定等の公表

運営候補者の選定後、応募の概況（経過、申請者名等）、審査内容の概要及び応募団体の得点等について公表します。

5 応募の無効及び決定の取消

次の場合には応募は無効とします。また、選定結果通知後に次のいずれかに該当することが判明した場合は、決定された場合であっても、結果を取り消します。

- (1) 運営候補者が、この要項に定める基本的な事項に反した場合
- (2) 運営候補者が排除条例第2条に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者に該当することが判明した場合
- (3) 施設の管理業務を適正かつ確実に実施することができないと認められる場合
- (4) 応募手続きに関し不正の行為があった場合
- (5) 法令の規定、本件指定の条件又は仕様書に記載された条件に違反した場合
- (6) 法令の規定、本件指定の条件又は仕様書の規定に基づき本市関係職員が行う報告の聴取、検査又は調査の実施を拒否し、又は妨害したとき、その他本市関係職員の指示に正当な理由がなく従わなかった場合
- (7) その他施設の業務を実施しがたい事由があると認められる場合

6 業務の概要及び運営に関する基本事項

- (1) 業務の概要（詳細は「京都市里親支援センター業務仕様書（案）」【別紙3】参照）
 - ア 本市における社会的養護が必要な児童の養育について、家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、養子縁組や里親又はファミリーホーム（以下「里親等」という。）への委託を一層推進することが重要であるとして、京都市社会的養育推進計画を策定し、取組を推進しています。

センターが里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまで、一貫した体制で包括的かつ継続的に里親等支援業務を実施することにより、質の高い里親等養育を実現・維持し、もってその養育されるこどもの最善の利益の実現を図ります。
 - イ 家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障の理念に基づき、児童を養育している家庭の保護者が疾病等の事由によって、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、食事の提供等の一時的な養育を行う子育て支援短期利用事業（ショートステイ）を地域支援として実施します。
 - ウ また、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」に規定する児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童等を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用児童等と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童等に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認その他必要な措置を講じるよう努めてください。
- (2) 開設時期
令和8年10月1日
- (3) 開所日
1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までを除く毎日

(4) 開所時間

9時から18時まで

ただし、日曜日は9時から17時までとし、平日（月曜日～金曜日）及び土曜・祝日の18時～21時までは電話による相談体制を確保することを原則とする。

その他、開所日及び開所時間に関わらず、子育て支援短期利用事業は金曜日の9時から日曜日の16時30分までは終日、レスパイトケアの受入は必要に応じて対応する。

(5) 設備・備品

里親支援センターには、次の設備・備品を設け、建物の耐震基準を満たすものとする。

ア 事務室

イ 里親等及び里子等並びに里親になろうとする者が訪問できる相談室等

ウ 子育て支援短期利用事業における児童の居室及び日常生活を営むにあたり必要な設備等

エ その他、事業を実施するために必要な設備

なお、児童福祉施設、その他の社会福祉施設に附置する場合は、入所者等の処遇及び当該施設の運営上支障が生じない場合には、附置される施設と設備の一部を共有することは差し支えありません。

また、設備については利用者の個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮するものとする。

(6) 運営者への措置費、開設に係る費用

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（令和5年5月10日こ支家第47号こども家庭庁長官通知）、「『児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について』通知の施行について」（令和5年5月10日こ支家第49号こども家庭庁支援局長通知）及び京都市子育て支援短期利用事業実施要綱に基づく委託契約の定めに従って、本市に請求すること。

また、開設のために必要な設備整備及び備品の購入に係る経費を800万円まで補助する。

7 問合せ先

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課要保護児童対策担当
〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 京都市役所北庁舎5階

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部

子ども家庭支援課要保護児童対策担当（田中（真）、岡田）

電話 075-222-3939 FAX 075-251-1133

電子メールアドレス kodomokateisien002@city.kyoto.lg.jp